

平成28年 第10回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年9月27日（水）午後2時30分から午後3時56分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (26人)

会長	27番	杉山 忠
委員	1番	森下憲一
委員	2番	新井藤市
委員	3番	亀田文昭
委員	4番	小林秀秋
委員	5番	福田フミエ
委員	6番	志賀喜一
委員	7番	木村弘一
委員	8番	松本信行
委員	9番	藤倉義雄
委員	10番	島田一男
委員	11番	丸山 勤
委員	12番	岩上良雄
委員	13番	島田正実
委員	15番	尾花 收
委員	16番	桂 正次
委員	17番	樋下田政義
委員	18番	新井 勉
委員	19番	小堀幸雄
委員	20番	飯島誠治
委員	21番	田中 茂
委員	22番	京谷博次
委員	23番	兵藤 勇
委員	24番	大関千代子
委員	25番	立川勝美
委員	26番	高橋 功

4. 欠席委員 (1人)

14番 澁江 修身

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第5号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 墳本隆男

農地調整係 係長 金子裕美

主査 黒田和美

主査 槇田俊幸

主査 飯塚康夫

主事補 桑子豪敏

## 7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、平成28年第10回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員につきましては、26名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員につきましては、議席番号14番 澁江 修身委員の1名でございます。以上でございます。
議長	ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は26名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 ただいまから、平成28年第10回佐野市農業委員会総会を開会いたし

ます。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号13番 島田正実委員、議席番号15番 尾花 収委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の榎田俊幸主査、桑子豪敏主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号と報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年9月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年9月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第5号まででございます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年9月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。現地調査・検討結果報告書をご覧ください。

3条406番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、各1台を所有しております。農作業従事人数は3人、従事日数は300日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当いたしません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。2頁から3頁の案件につきましては、今後、農地として耕作しながら太陽光パネルを設置し、営農型の太陽光発電を行うということです。太陽光パネルは、3条409番から416番の借人の系列会社が一時転用許可を受けてからの設置となります。では、ご説明いたします。

3条407番 407番、408番は〇〇さんが新規就農する案件です。契約内容は、遺贈による所有権の移転。単独申請になります。従って対価はございません。申請地までの距離は4.4km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台をリースいたします。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は2件合わせまして下限面積に達します。該当いたしません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

3条408番 契約内容は、賃借権の設定〇〇年。賃料は〇〇円です。農地の利用状況につきましては、先ほどと同様ですので省略させていただきます。検討事項7項目のうち、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、該当しません。その他6項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

なお、3条407番、408番につきましては、農地調整審査会に諮っております。この後、審査会担当班長に結果報告をお願いしておりますので、よろしくお願いたします。

4頁から11頁までの案件は、新規就農で農地を賃借する案件でございます。こちらの案件も、今後、系列会社が一時転用の許可後、太陽光パネルを設置し、営農型の太陽光発電を行いたいということです。農地の利用状況や検討事項7項目につきましては同様となりますので、最後にまとめてご説明させていただきます。

3条409番 未相続農地であるため、相続人からの申請となります。賃借の場合、相続人の二分の一以上の同意が必要となります。相続人は、戸籍謄本、相続関係説明図を提出していただき確認しております。契約内容は、賃借権の設定〇〇年。賃料は〇〇円です。

3条410番 契約内容は、賃借権の設定〇〇年。賃料は〇〇円です。

3条411番 契約内容は、賃借権の設定〇〇年。賃料は〇〇円です。

3条412番 契約内容は、賃借権の設定〇〇年。賃料は〇〇円です。

3条413番 契約内容は、賃借権の設定〇〇年。賃料は〇〇円です。

3条414番 契約内容は、賃借権の設定〇〇年。賃料は〇〇円です。

3条415番 契約内容は、賃借権の設定〇〇年。賃料は〇〇円です。

3条416番 未相続農地であるため、相続人からの申請となります。こちらも、相続人の二分の一以上の同意が必要となります。相続人は、戸籍謄本、相続関係説明図を提出していただき確認しております。契約内容は、賃借権の設定〇〇年。賃料は〇〇円です。

409番から416番までの農地の利用状況、検討事項7項目について説明いたします。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機各1台をリースしております。また、田植機、コンバイン各1台をリース予定です。佐野営業所では、トラクター1台をリースします。農作業従事人数は3人、従事日数は250日です。そのほかに臨時雇用として2人予定しております。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は、申請8件合わせまして、下限面積に達しますので、該当しません。また7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

なお、本案件につきましても、農地調整審査会に諮っております。この後、審査会に結果報告をお願いしてまいりますので、よろしくお願いたします。それでは2件の審査会の結果につきまして、報告をお願いいたします。

審査会

それでは、審査会の結果を報告します。9月14日に、委員6名が出席して審査会を行いました。案件は2つございますが、関連がありますので、まとめて報告いたします。まず、3条407番、408番、遺贈による所有権の移転と賃借権の設定3件の申請になります。次に3条409番から416番は賃借権の設定8件で農地所有適格法人として新規就農するものです。作付計画としましては全てミョウガです。今回の申請地は長年、耕作放棄地となっております。現在は排水管理をしている状態ですが、今後赤道を払下げし整地するということです。太陽光パネルの下での営農計画や排水計画もしっかりしており、農業に対する意欲も十分みられました。耕作放棄地の解消につながることも期待されます。佐野市では初めての事例であり、面積も広いことから、排水計画等の防災計画や太陽光設置等について地元の方々の了承を得ることを条件としまして、審査会の意見としては適当であると判断しました。協議をよろしくお願いたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

ここで、議案第2号で議事参与の制限に私が関係いたしますので議長を会長職務代理者と交代いたします。

(議長交代)

臨時議長

議案第2号について、杉山会長に代わって議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年9月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

臨時議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

5条452番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員3m」、西は「宅地」、南は「畑」、北は「市道幅員6m」です。排水計画は、「公共下水道へ接続、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっ

ており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条453番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田と畑」、東は「山林」、西は「認定外道路幅員4m」、南は「畑」、北は「山林」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用計画が計画面積全体の3分の1以下であり農地法施行令第18条第1項第2号ニの隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、面積割合が全体の3分の1を超えないものに該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条454番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「宅地」、南は「市道幅員6m」、北は「畑」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条455番について報告します。

本申請は、農家住宅の敷地を拡張するため転用したいという案件です。

本案件は、すでに転用されており、始末書が提出されております。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「宅地」、東は「市道幅員16m」、

西は「宅地」、南は「宅地」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が農家住宅敷地拡張であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条456番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田と畑」、東は「原野」、西は「水路」、南は「田」、北は「田」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第3種農地に該当し、許可の基準は「原則許可」です。

立地基準は、農水省農村振興局長通知の「第2種農地又は第3種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、当該設備の設置主体によらず農地法の規定による農地転用許可を受けて設置可能」という取扱いに該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条457番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「畑と宅地」、南は「青地」、北は「山林」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「周辺の土地に立地することができない（代替地が無い）場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の「第2種農地又は第3種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、当該設備の設置主体によらず農地法の規定による農地転用許可を受けて設置可能」という取扱いに該当すると思われま

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。5条458番について報告します。

本申請は、社会福祉施設を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田と畑」、東は「市道幅員6m」、西は「水路と認定外道路幅員3m」、南は「水路」、北は「田と畑」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、水路へ放流、雨水は施設で一時貯水し、水路へ放流」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「社会福祉施設」であり、土地収用法により土地を収用することができる事業で農地法施行令第18条第1項第2号ホに規定する公益性が高いと認められる事業に該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。5条459番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員5m」、西は「河川」、南は「河川」、北は「田」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

臨時議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第2号24頁458番について、議席番号27番 杉山 忠委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承願

います。議案第2号24頁458番について審議します。杉山 忠委員の退室をお願いします。

(杉山 忠委員 退室 15:31)

質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号5条458番については、転用に係る面積が30aを超えている案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととすることに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号5条458番については、許可相当という意見を付して、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行い、許可相当と認める旨の回答書を受理した後、他法令との調整のうえ、許可することに決定をいたしました。杉山 忠委員の入室をお願いします。

(杉山 忠委員 入室 15:33)

続きまして、議案第2号5条458番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号5条458番以外の案件については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号5条458番以外の案件については、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令

との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。議案第2号が終了いたしましたので、ここで議長を杉山 忠会長と交代します。ご協力ありがとうございました。

議 長

次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成28年9月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

非農地304番について報告いたします。

願出地の状況は、山林となっております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地305番について報告いたします。

願出地の状況は、山林となっております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地306番について報告いたします。

願出地の状況は、山林となっております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であ

り、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると思われる。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われる。

非農地307番について報告いたします。

願出地の状況は、山林となっております。願出地の東は畑ですが、営農に支障はないと思われる。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると思われる。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われる。

非農地308番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われる。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、昭和56年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われる。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われる。

非農地309番について報告いたします。

願出地の状況は、鉱山敷地として利用されております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われる。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われる。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われる。

非農地310番について報告いたします。

願出地の状況は、鉱山敷地として利用されております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われる。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りをいたします。議案第3号について、願いのとおりに証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号は、願いのとおりに証明することに決定いたしました。

次に、議案第4号「佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

平成28年9月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いします。

調査班

軽微な変更17番について報告します。

本申出は、隣接する北側敷地の牛舎を取得して牛の肥育を行う計画をしています。しかし、北側敷地だけでは、作業スペース及び飼料置場を確保できないため、申出地の農業用施設用地への用途区分の変更を申出します。

申し出に係る事項ですが、申出地は、「田」として利用されています。

周囲の状況は、東は「水路」、西は「市道幅員 3 m」、南は「水路」、北は「宅地」です。排水計画は、雨水のみ敷地内浸透です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地に該当し、許可の基準は「原則不許可、ただし、農用地の例外許可事由に該当する場合は、許可することができる」に該当します。

立地基準は、転用目的が農業用倉庫であり、農用地の不許可の例外事由の 1 つである、農地法第 5 条第 2 項ただし書、農用地区域内農地を農振法第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当すると思われま

す。以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込み「有」と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りをいたします。議案第 4 号 佐野農業振興地整備計画の軽微な変更については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の問題の有無を「無」とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第 4 号 佐野農業振興地整備計画の軽微な変更については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の問題の有無を「無」とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 5 号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第 5 号の説明をさせます。

事務局

議案第 5 号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成 28 年 9 月 27 日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第 5 号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありま

せんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成28年第10回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時56分閉会